

# 神石高原町公共施設等総合管理計画改訂支援業務仕様書

## 1. 業務概要

### (1) 委託件名

神石高原町公共施設等総合管理計画改訂支援業務

### (2) 業務目的

本町では、持続的な町民サービスを提供するため、中長期的な視点に立ち、本町における公共施設等の適切な規模とあり方を検討し、総合的かつ計画的に管理していくことを目的として平成 29（2017）年 3 月に「神石高原町公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）を策定した。

計画は、平成 29（2017）年から令和 8（2026）年までの 6 年間を計画期間（以下、「第 1 期計画期間」という。）として策定し、令和 4（2022）年及び令和 7（2025）年にそれぞれ改訂している。また、令和 7 年度において個別施設計画に基づく施設カルテを整備した。そこで、1 期計画期間中に策定した個別施設計画対象施設にかかる各種計画の内容を踏まえた見直しと再整理を行い、施設カルテのさらなる充実を図るとともに、中長期的な経費の見込みの再積算を行うほか、本町の将来像を見据えた公共施設のあり方を再検証のうえ、中長期的な計画へ改訂することにより、公共施設の機能と量の最適化の実効性を高めることを目的とする。

### (3) 委託期間

契約日から令和 9 年 3 月末まで

## 2. 業務内容

受託者は、業務全般にわたって、専門的な見地から委託者に対して総合管理計画の改訂の支援を行うとともに、委託者と連絡を密にし、次に掲げる業務を実施するものとする。

改訂後の計画期間は令和 28（2046 年）年までの 20 年間とし、5 年ごとに見直すこととして作成すること。ただし、受託者による本町により適した計画期間設定の提案は妨げない。

### (1) 計画・準備

業務着手にあたり、業務実施体制、業務実施工程、業務内容その他必要事項を記載した業務実施計画書を作成し、委託者に承認を得ること。

## (2) 第1期計画期間の進捗状況の検証

第1期計画期間の進捗検証を行い、検証結果に基づき、施設保有量の削減効果を検証すること。検証結果を踏まえ、計画改訂にあたっての課題を整理すること。

## (3) データ等の時点更新

現計画で使用している図表等を引続き使用する場合は、データの時点更新を行うこと。

なお、各種計画からの引用部分についても更新対象とする。

将来的な人口規模に応じた施設総量の適正化を検討するために必要なデータの収集及析を行うこと。

## (4) 中長期的な維持管理・更新等に係る経費見込みの算出

維持管理・更新等に係る経費見込みの算出を行う。なお、各施設の個別施設計画・長寿命化計画等で既に算出しているものについては、その経費見込み額との整合性に留意すること。

普通会計と公営事業会計に区分して充当可能な財源見込み（地方債、基金等の充当額の見込み、充当の考え方等）の調査・整理を行うこと。

充当可能な財源見込みを公共施設等総合管理計画に記載するにあたって、財政シミュレーションを実施し、充当可能額の試算・検証を行うこと。

## (5) 改訂計画案の作成

改訂案の作成にあたっては、総務省の指針、神石高原町第3次長期総合計画、各施設の個別施設計画・長寿命化計画等と整合性を図り、施設にかかる基本情報や既存計画等を把握・分析するとともに、必要な調査、調整、企画、提案等を実施すること。

### ①基本事項

- 公共施設等の状況（施設保有量とその推移、老朽化の状況、有形固定資産減価償却率の推移及び利用状況）及び過去に行った対策の実績
- 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- 計画策定年度、改訂年度及び計画期間
- 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

- 現状や課題に関する基本認識
- 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

## ②維持管理・更新等に係る経費

以下の事項は、公共施設等総合管理計画の進捗や効果等を評価するために不可欠な要素であるため、前述の「(4) 中長期的な維持管理・更新等に係る経費見込みの算出」で算出した数値等を基に盛り込む必要があること。

- 現在要している維持管理経費
- 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
- 長寿命化対策を反映した場合の見込み
- 対策の効果額

## ③公共施設等の管理に関する基本的な考え方

以下の事項は、公共施設等総合管理計画が、地方公共団体の有する全ての公共施設等についての基本方針を定める計画であることを踏まえ、盛り込む必要があること。

- 点検・診断等の実施方針
- 維持管理・更新等の実施方針
- 安全確保の実施方針
- 耐震化の実施方針
- 長寿命化の実施方針
- ユニバーサルデザイン化の推進方針
- 脱炭素化の推進方針
- 統合や廃止の推進方針
- 数値目標
- 地方公会計（固定資産台帳等）の活用
- 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針
- P D C Aサイクルの推進方針

## (6) 打合せ協議

本業務の打合せ協議は、事業着手時、中間時、納品前の計6回程度実施することとするが、業務遂行上、必要な場合は適宜実施すること。

受託者は、打ち合わせ協議後、速やかに打合せ協議録を作成し、委託者に提出し確認を得ること。

打合せ場所は神石高原町役場本庁舎を基本とするが、電話、メール、オンライン等で随時打合せを実施し密に情報の共有を図ること。

### 3. 成果品

本業務における納入成果品は次のとおりとする。

①公共施設等総合管理計画改訂版（素案） 1部（電子データ形式）

【納品期限：令和8年12月25日】

②公共施設等総合管理計画改訂版（最終版） 1部（電子データ形式）

【納品期限：令和9年3月31日】

③公共施設等総合管理計画改訂版（概要版） 1部（電子データ形式）

【納品期限：令和9年3月31日】

④業務報告書（A4判ファイル綴り）1部

⑤その他、本業務において作成及び使用した各種資料等

（財政シミュレーション及び数値目標の根拠資料は必須とする）

### 4. 成果品の帰属

本業務において作成した成果品に係る全ての権利は、委託者に帰属する。また、受託者は委託者の許可なく複製及び第三者へ貸与してはならない。

### 5. 資料の貸与

本業務の遂行にあたり委託者は以下の資料を受託者に貸与する。その他業務実施の中で必要な資料が判明した場合は、委託者と協議の上、委託者が所有するものは、随時、追加貸与する。

所定の手続きをもって受託者に無償で貸与するものとするが、受託者は、貸与を受けた資料及びデータの管理は責任をもって行うとともに、業務完了後には速やかに返却すること。

- ① 現行総合管理計画、現行総合管理計画に基づいた個別施設計画
- ② 施設カルテ（R6 年度分）データ及びその根拠データ
- ③ その他長寿命化計画等

## 6. 履行体制

本町からの問い合わせ等に対し、遅滞なく対応できる体制を確保すること。また管理技術者は本町に3回以上訪問し、業務を達成する為の十分な協議・説明を職員に行うこと。

受託者は作業の進捗を常に把握し、あらかじめ工程表を提出すること。やむを得ずスケジュールの変更が必要となった場合は、その都度委託者と協議の上、工程表を変更すること。

国・広島県及び他団体の状況や参考事例等に関して、必要に応じて情報提供を行うこと。

## 7. 特記事項

業務の円滑な推進を前提に、常に密接な連絡を取り、定められた期間内に業務を完了すること。

業務期間中の内容の見直しや修正等については、業務の範囲とする。

業務の遂行上知り得た情報については、守秘義務を厳守すること。公共事業という認識と責務を果たすこと。

提出書類については、事前に委託者の確認を受けること。

本業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。

本業務の実施にあたり、契約書及び本仕様書のほか次に掲げる関連する法令等を遵守し、整合を図ること。

- ◆総務省指針（総合管理計画の策定に関する指針（令和5年10月10日付））
- ◆神石高原町第3次長期総合計画（神石高原町デジタル田園都市構想総合戦略）
- ◆第4次 神石高原町行財政改革プラン

◆社会教育施設長寿命化計画・各種長寿命化修繕計画等

◆その他関係法令ならびに諸規則等

業務完了後において、受託者の責による業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議しその指示に従うとともに打合せ議事録に協議した内容を記録すること。

以上。